

平成25年度事業計画

I 活動の基本方針

本年度から本格的に新公益法人制度（以下「新制度」という。）に対応した法人運営がスタートする。新制度では、法人自らの自治により自己の責任において法人を管理、運営していかなければならない。

新たな法令に基づき移行した法人会は、新制度の根幹をなす「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて「法人会の基本的指針」である納税意識の向上、会員の研さん及び社会への貢献に関する事業を展開させる。

特に、新制度への移行を契機として本来の目的・使命を再確認し、事業活動においては原点である「税」に関する活動の充実を図り、さらに法人会活動の活性化のため会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎ、以下の諸施策に取り組むものとする。

II 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

新制度下において、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・セミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等により、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実に努めるほか、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的に実施するとともに、e-Tax及びeLTAxについて、当局及び税務関連団体等とも連携しながら、一層の利用率向上に努める

2. 税制に対する調査研究と要望活動の推進

税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、会員増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、全会一丸となった組織的な会員増強を図る。

また、会員紹介制度を活用し、転出会員の継続加入推進に努めるものとする。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーを始め、多様なニーズに応える研

修・セミナーの開催強化に努める。その際、単位会連携による広域的開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、体系的・連続的なメニュー構築するなど、研修内容の充実を図る。なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業のニーズに応えメリットを追求した経営支援事業（会員サービス）を推進する。

5. 広報活動の推進

法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、公益法人制度改革を踏まえ、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動等の推進に努める。

ホームページや会報誌等の充実を図るとともに、マスコミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。特に公益的な事業については積極的なプレスリリースを行う。

6. 福利厚生制度の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。

また、会員の企業価値の向上、さらには法人会の社会的評価の向上の視点から福利厚生事業を展開する。

7. 社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動を展開することが求められている。新制度下においては、民間活力による社会への貢献が重要な課題になることも念頭におき、組織力を十分に生かし、積極的かつ継続的に社会貢献活動を実施する。

実施にあたっては、地球温暖化対策や節電対策など環境分野の問題について単位会と協力して取り組むとともに、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着を図る。

また、租税教育については、青年部会連絡協議会、女性部会連絡協議会の協力のもと、地域教育機関等と連携して積極的に推進する。

なお、単位会における租税教育（キzzaニア）に準じた事業及び災害避難時の際の地域防災対応などの調査・研究に着手する。

8. 青年部会・女性部会活動の充実

各単位会青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や環境問題（CO2削減問題・節電）について、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

9. 関係外部機関との連絡協調

東京国税局をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとって欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、新制度に適切に対応するため、法人自治及び自己責任の視点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、法人会間の連携強化に努める。